

一生の間に掛かる1人当たりの医療費は、約2400万円(厚生省推計)といわれています。健康保険制度がなければ全額を自分で負担することになります。

◎国民健康保険の加入状況

国民健康保険は、医療費が高い傾向にある高齢者の割合が多いといった構造的な問題を抱えています。

「保険証」を持つことで、ほとんどの医療機関において安価に診療を受けることができ、このことが長寿国日本を作ることとなりました。

◎国民皆保険制度

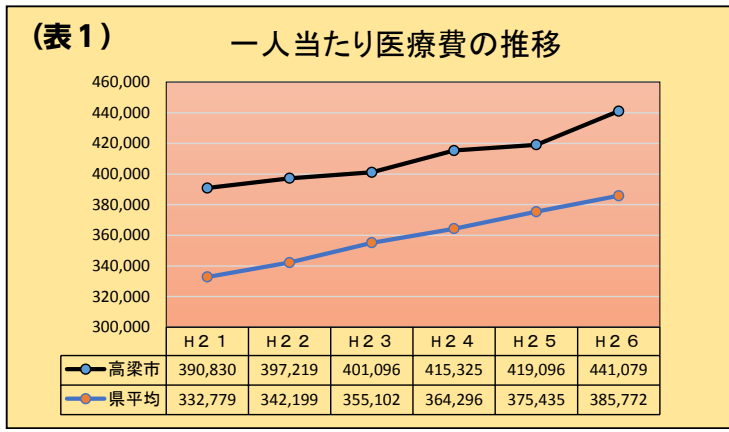
日本では、「誰でも」「いつでも」「どこでも」適切な医療を受けられるよう、全ての国民に公的な医療保険制度への加入が義務づけられ、「国民皆保険制度」が確立されています。

窮迫する国保財政 国民健康保険の現状

保険課からのお知らせ

◎高梁市国民健康保険の現状

高梁市の国民健康保険医療費は、年間で約34億円(平成26年度)にかかっています。加入者の皆さんには、このうちの一部(約5億円)を病院や薬局などで支払っていただいています。それ以外の約29億円は保険給付費として、国民健康保険加入者の保険税や、国・県からの補助金と市の負担金等で



高梁市国民健康保険は、構造的な問題に加え、医療技術の高度化、生活習慣病の増加などによる医療費の増加と国民健康保険税等の減収により深刻な歳入不足に直面しています。

保険税を抑制するために蓄えていた、国民健康保険事業財政調整基金は毎年取り崩しており、国保の広域化となる平成30年度より前に底をつくことが予測されます。

国保被保険者数は年々減少していますが、全体の医療費は概ね横ばいで推移しています。つまり、一人当たりの医療費は年々増加しています(表1)。これは、病気が重症化し、高度な医療が必要となっているためと考えられます。

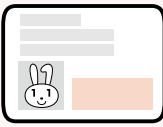
重症化を防ぐためには、病気の早期発見が大切です。市が行っている各種検診や人間ドックを毎年受診するなど、加入者一人一人が健康への意識を高めることが重要です。

問 保険課健康保険係 ☎ 21・0258

平成26年度決算状況(前年度繰越金と基金繰入金等を除いた実質収支)

歳入		歳出	
40億2778万9935円		40億5493万8253円	
国民健康保険税	6億2732万8702円	保険給付費	29億358万9146円
国・県補助金	12億1603万5643円	保健事業費(人間ドック、健診等)	4207万7626円
市負担金	1億4087万3910円		
その他収入	20億4355万1680円	その他の支出	11億927万1481円

※ 2714万8318円の赤字決算(平成20年度から連続して赤字決算)



マイナンバー 個人番号カード 受け取りの手順

個人番号カードの交付申請をした人に手続きをお知らせします

- ① 1月以降、交付場所などをお知らせする交付通知書(はがき)が申請者の自宅に届きます。
- ② 必要な持ち物をお持ちになり、交付通知書(はがき)に記載された期限までに、記載された交付場所に**本人**がお越し下さい。
※15歳未満の人、成年被後見人には、その法定代理人が同行して下さい。
- ③ 交付窓口で本人確認の上、暗証番号を設定すると、カードが受け取れます。
※暗証番号はお越しになる前にあらかじめ考えておいてください。

※個人番号カードの受け取りは、必要書類をはじめ厳格な手続きとなり、時間がかかる場合があります。

必要な持ち物

- ☐ 交付通知書(はがき)
- ☐ 通知カード
- ☐ 本人確認書類(15歳未満の人、または成年被後見人に同行する法定代理人も同様に必要)
- ☐ 代理権の確認書類(15歳未満の人、または成年被後見人の法定代理人のみ)
- ☐ 住民基本台帳カード(持っている人のみ)

① 次のうち1点
住民基本台帳カード(写真付きに限る。)、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書

② ①を持っていない人は、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、市区町村長が適当と認める2点
(例)健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証

戸籍謄本その他の資格を証明する書類
(ただし、「本籍地が市区町村の区域内である場合」または「**本人**が15歳未満で、代理人と同一世帯かつ親子関係にある場合」は不要)

暗証番号

①「署名用の電子証明」の暗証番号
②「利用者証明用の電子証明」の暗証番号
③「住民基本台帳事務用のアプリ」の暗証番号
④「券面事項入力補助用のアプリ」の暗証番号

英数字6文字以上16文字以下で設定できます。
英字は大文字のAからZまで、数字は0から9までが利用でき、いずれも1つ以上が必要です。

数字4桁です。②③④は同じものとして設定できます。

代理人がお越しになる場合 ... 本人が病気、身体の障害その他やむを得ない理由により、交付場所にお越しになることが難しい場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任できます。

代理人交付に必要な持ち物

- ☐ 交付通知書(はがき)
- ☐ 本人の本人確認書類
- ☐ 代理人の本人確認書類
- ☐ 代理権の確認書類
- ☐ 通知カード
- ☐ 住民基本台帳カード(持っている人のみ)
- ☐ 本人がお越しになることが困難であることを証する書類

「必要な持ち物の本人確認書類①を2点」
または「必要な持ち物の本人確認書類①②をそれぞれ1点ずつ」
または「必要な持ち物の本人確認書類②を3点(うち写真付き1点以上)」

「必要な持ち物の本人確認書類①を2点」
または「必要な持ち物の本人確認書類①②をそれぞれ1点ずつ」

法定代理人の場合：戸籍謄本その他の資格を証明する書類
(ただし、本籍地が市区町村の区域内である場合は不要)
その他の場合：委任状等、本人が代理人を指定した事実を確認できる資料(交付通知書(はがき)の「委任状」欄に記入することで足りる)

(例)診断書、本人の障害者手帳、本人が代理人の施設に入所している事実を証する書類

これから申請する人へ ... 個人番号カード交付申請書の記載内容に変更がある場合、そのまま使用できません。変更後の申請書をお渡ししますので、市民課・各地域局へお越しください。
※ 個人番号カードの取得は任意です。取得を希望する人は申請してください。

マイナンバーについてのお問い合わせは	市民課戸籍係 ☎ 21-0252
コールセンター ☎ 0120-95-0178 または	有漢地域局 ☎ 57-3200 成羽地域局 ☎ 42-3211
受付時間：9:30～22:00(土日祝日は17:30まで)	川上地域局 ☎ 48-2200 備中地域局 ☎ 45-2211